

令和4年11月28日（月）

於・ 農林水産省 8階 水産庁中央会議室（Web開催）

第38回

太平洋広域漁業調整委員会

議事速記録

1. 日時：令和4年11月28日（月）15：40～17：19

2. 場所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

3. 出席委員等

【会長】

学識経験 北門 利英

【都道府県互選委員】

青森県 竹林 雅史

宮城県 關 哲夫

福島県 鈴木 哲二

茨城県 高濱 芳明

千葉県 石井 春人

東京都 有元 貴文

神奈川県 宮川 均

静岡県 高田 充朗

愛知県 鈴木 輝明

三重県 淺井 利一

徳島県 豊崎 辰輝

高知県 前田 浩志

愛媛県 佐々木 護

大分県 濱田 貴史

宮崎県 山田 卓郎

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 福島 全良

漁業者代表 鈴木 宏彰

漁業者代表 長島 孝好

漁業者代表 小坂田 浩嗣

漁業者代表 中田 勝淑

漁業者代表 井上 幸宣

4. 議題

- (1) 会長の互選について
- (2) 広域魚種の資源管理について
 - ①部会における取組
 - ②マサバ太平洋系群
- (3) 太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について
- (4) 委員の辞任について
- (5) その他
 - ①TAC魚種拡大に向けた検討状況について
 - ②令和5年度資源管理関係予算について

午後3時40分 開会

○三上補佐 それでは、ただいまから第38回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

私は、本委員会事務局となります水産庁管理調整課資源管理推進室の三上と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、都道府県互選委員である北海道の川崎委員、岩手県の大井委員、和歌山県の片谷委員、大臣選任委員である福島委員、金澤委員、花岡委員が御事情やむを得ず御欠席されておりますが、委員定数28名のうち、定足数である過半数の22名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第156条の規定により準用いたします同法第145条の規定に基づき本委員会は成立していることを御報告いたします。

通常であれば、ここで会長に議事進行を交代するところでございますが、現時点で任期終了に伴い会長が御不在となっております。高濱芳明会長職務代理者からの御要請を頂きましたので、会長の互選が行われるまでの間の議事進行につきましては、事務局にて進めさせていただきます。

では早速ですが、事務局から委員の交代について御報告いたします。本委員会の委員は、都道府県海区互選委員と農林水産大臣選任委員により構成されております。このうち、大臣選任委員の任期満了に伴いまして、再任となりました委員9名を含めまして、10名の委員が選任されております。

漁業者からの選任委員としましては、福島全良委員、鈴木宏彰委員、長島孝好委員、小坂田浩嗣委員、金澤俊明委員、中田勝淑委員及び井上幸宣委員の7名でございます。

学識経験者の選任委員としましては、関いずみ委員、北門利英委員及び花岡和佳男委員の3名の方となります。このうち6月から新たに着任されました長島委員を御紹介いたします。

長島委員におかれましては、一言御挨拶いただければと存じます。お願いいたします。

○長島委員 聞こえていますか。

○三上補佐 聞こえております。お願いいたします。

○長島委員 今紹介いただきました大師丸漁業の長島です。よろしく申し上げます。大中型のまき網漁業を……

○三上補佐 すみません。聞こえますでしょうか。途中で音声がか切れたようでございますが、先ほどまで聞こえていたのですけれども、途中で途切れてしまったようです。

(長島委員から、音声不調のため先に進めていただきたい旨のご発言あり。)

承知しました。大変申し訳ございません。ありがとうございます。長島委員におかれましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

失礼して、先に進めさせていただきます。

続きまして、水産庁の出席者を御紹介いたします。

本日は、藤田資源管理部長、齋藤管理調整課長、永田資源管理推進室長に御出席を頂いております。

また、水産研究・教育機構から、水産資源研究所の福若浮魚資源部長に御出席を頂いておりますので、御紹介いたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、本日御臨席いただいている水産庁の藤田部長から、委員会の開催に当たりまして一言御挨拶を頂きたいと思っております。

○藤田部長 それでは、資源管理部長の藤田でございます。第38回太平洋広域漁業調整委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ロシアによるウクライナ侵攻の影響による物価の高騰ですとか、コロナ禍による影響など、漁業を取り巻く環境が大きく変化、厳しい状況の中で水産物の安定供給や地域経済の活性化に取り組んでいただいていることに感謝するとともに、御多忙中にもかかわらず、本日御出席いただいたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

本委員会は広域に分布海洋する魚種の資源管理に係る漁業調整を行うことを主な目的といたしまして、平成13年の漁業法改正により設置された委員会で、令和2年12月に施行されました新漁業法におきましても、引き続き本委員会の機能を果たしていくことが期待されているところでございます。

本来であれば、大分委員の中には顔見知りの方もいらっしゃいますし、大臣選任委員の方々が6月に改正されまして、第6期の委員がそろったことも踏まえまして、対面での会議で久々に皆様のお顔を拝見できればと考えておりました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染状況が見通せない中では、やむを得ずウェブ会議での開催としたところでございます。

次回は対面の会議が開催され、皆様にお会いできることを期待しているところでございます。

本日の委員会では、マサバの広域資源管理の取組や太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示についてなど、御意見を頂くことにしてございます。広域に分布海洋する

魚種の資源管理に係る漁業調整は、皆様の御意見を頂きながら進める必要がありますので、委員の皆様にはこれまでの様々な御経験や御知見を基に、是非忌憚のない御意見を賜りたいと思っております。約70年ぶりの大幅な改正を行い、令和2年12月に施行されました漁業法におきましては、その最も大きな柱が資源管理となっております。本年3月に策定されました水産基本計画におきましても、3本柱の一つ目、海洋環境の変化も踏まえた水産資源の管理の着実な実施として、水産に関する施策を展開する際の重要な位置付けとなっております。令和2年9月に作成、公表いたしました新たな資源管理の推進に向けたロードマップにおきまして、この漁業法に基づく資源管理について、目標を達成するためにどのような取組を行い、どのような工程で進めていこうとするのかをお示しさせていただいております。地域ごとの漁業の実態を踏まえつつ、一つ一つ実行をしまいたいと考えておりますが、一方で皆様方からは御不安や御懸念の声も寄せられているという状況でございます。

水産庁といたしましては、各浜の皆様にはロードマップの内容や考えを御説明する機会を設けていただきまして、皆様からの御意見をしっかりとお聴きして、お互いの理解が進むように努めているところでございます。資源を増やし、漁獲を増やして、経営の安定や所得の向上につなげたい、こういう思いは漁業者の皆様も水産庁の方も同じだと考えてございます。更に加工流通業ですとか、遊漁の方々を含む水産に関わる全ての人が同じ方向を向いて共に努力することで、豊かな海が取り戻せると考えておりますので、引き続き委員の皆様への御理解、御協力を賜りたいと思っております。

本日の議題では、議題のその他で「TAC魚種拡大に向けた検討状況について」において、これまでの検討状況や今後のスケジュールについて、委員の皆様にもお伝えすることとしておりますので、広域魚種の資源管理の観点から御助言等を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、本日の機会が有意義なものとなり、資源が将来にわたって持続的に利用できる体制の一助となるよう、また、新型コロナウイルス感染症の終息と高騰した物価の沈静化、本年から来年にかけての関係者の皆様の操業の安全、豊漁を祈念いたしまして、私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○三上補佐 ありがとうございます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お配りしている資料でございます

が、まず本日の委員会の議事次第、委員名簿、出席者名簿、それから本日の委員会で御説明する資料としまして、資料1から5-2まで。資料1から2-1がございまして、2-2-1、それから2-2-2、続いて3-1から3-7まで、そして資料4、資料5-1、それから5-2となっております。

配付資料は以上でございますけれども、不足等ございましたら御連絡いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、今回は前回に引き続きましてウェブ会議による開催としております。委員の皆様方におかれましては、事前に事務局よりお送りしましたウェブ会議の進め方に従いまして、マイクはミュート、消音と基本としていただきまして、発言する際には、先に音声又はチャット機能により、意思を表明していただいた上で、会長から合図した後に御発言をお願い申し上げます。

皆様にはウェブ会議にも慣れてきていらっしゃるとお察ししますので、円滑な議事進行に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、報道関係の皆様におかれましては、冒頭のカメラ撮りについては、議題3(1)の会長の互選までといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、今般第6期となる各委員がおそろいになって御出席いただく初回の委員会となりましたので、事務局から改めまして、本委員会、委員の構成及び任期等について御説明をいたします。

資料1の広域漁業調整委員会の概要を御覧いただきたいと思います。この委員会は、我が国周辺水域の水産資源の管理を的確に行うため、各都道府県の区域を越えて分布回遊する魚種に関しまして、大臣管理と、それから複数の知事管理にまたがる水産資源の管理上の漁業調整を行うこと等を目的とした国の常設機関として設置してございます。

本委員会のほかに瀬戸内海の委員会、それから、日本海、九州西の広域漁業調整委員会がございまして、全部で3つの委員会となっております。また、本委員会の下部組織においては太平洋北部会、太平洋南部会がございます。

本太平洋広域漁業調整委員会は、複数の都道府県にまたがる広域資源の管理に関する協議を行う場として機能しておりますが、ここで委員名簿を御覧いただきまして、本委員会の委員の構成につきましては、太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員から、都道府県ごとに互選された委員が18名、農林水産大臣が選任した漁業者代表者が7名、学識経験者が3名の計28名から構成されているものでございます。

委員の任期につきましては、海区互選委員は令和3年10月1日から令和7年9月30日まで、大臣選任委員は令和4年6月1日から令和8年5月31日までの、それぞれ4年間となっております。

簡単でございますが、委員会の御説明は以上となります。

それでは、ここからの進行は事務局の永田室長に交代いたします。

○永田室長 資源管理推進室長の永田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題の1「会長の互選について」でございます。

会長については現在不在となっており、会長は漁業法第156条で準用する同法第137条第2項の規定や、当委員会の事務規程により、委員が互選することとなっております。どなたか立候補若しくは御推薦される方がいらっしゃいましたら、お願いしたいと思います。

○高濱委員 茨城の高濱でございますが、一言よろしいでしょうか。

○永田室長 どうぞお願いします。

○高濱委員 茨城の高濱でございます。先ほど事務局の説明で、本委員会は複数県にまたがる広域資源の管理に対しての協議を行う場であるとのことでしたので、会長にはこれまでと同様、中立的な立場の学識経験者の方がよろしいのではないかと存じます。

ですので、既に部会の会長として円滑な議事運営に当たられている、東京海洋大学の北門委員をお願いしてはいかがかと存じます。私の方の意見は以上となります。

○永田室長 ありがとうございます。ただいま高濱委員から御意見を頂きましたが、そのほか、御意見ございますでしょうか。

高濱委員からは、会長は北門委員にということで御推薦いただきましたが、よろしければお諮りさせていただきます。

皆様、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○永田室長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、北門委員にお引き受けいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○北門委員 はい。東京海洋大学の北門です。御推薦及び御賛同、誠にありがとうございます。僭越ではありますが、お引き受けしたいと思います。よろしく願いいたします。

○永田室長 ありがとうございます。御快諾を頂きましたので、会長は北門利英委員をお願いすることといたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、北門会長、就任に当たり御挨拶をお願いいたします。

○北門会長 ありがとうございます。改めまして、東京海洋大学の北門です。

私はこれまでクジラ、マグロ、サンマ等の国際会議の議長を務めさせていただいて、いろいろ経験をさせていただいたんですけれども、新たに今回大役を頂戴しまして、大変光栄に思いますと同時に、身の引き締まる思いでございます。

前会長の関先生のように、円滑に議事運営ができるかどうか分かりませんが、皆様のサポートを頂きながら進行に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○永田室長 ありがとうございます。

では、以降の進行は北門会長をお願いいたします。

○北門会長 ありがとうございます。

それでは、議事進行を引き継ぎたいと思います。

最初に、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人の選出についてですが、事務規程第12条により、会長の私から御指名させていただきます。

都道府県互選委員からは高知県の前田委員、それから大臣選任委員からは中田委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いします。どうぞよろしくお願いたします。

それから、水産庁中央会議室にお集まりの報道関係者の皆様にお伝えします。冒頭のカメラ撮りはここまででございます。以降の撮影につきましてはお控えください。

それでは、議題の（２）の「広域魚種の資源管理について」です。

本日の午前中から、当委員会の太平洋北部会、太平洋南部会がそれぞれ開催されたところでございますが、当委員会事務規程第14条におきまして、それぞれの部会での調査審議の結果を当委員会に報告しなければならないということになっております。

まずは、（２）の１「部会における取組」について、事務局より説明をお願いいたします。

○三上補佐 ありがとうございます。事務局の三上でございます。

資料２－１「複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況」を御覧いただければと思います。ここでは19魚種・系群につきまして記載しておりますが、このうち、太平洋北部会で議論しました２番のマダラ、３番の太平洋北部沖合性カレイ類、そして、太平洋南部会で議論しました５番の太平洋南部キンメダイ、６番の伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種、そして７番の伊勢湾・三河湾イカナゴについての御報告

となります。

なお、本委員会で取り上げますのは4番のマサバ太平洋系群、それから19番の太平洋クロマグロとなっております。

北部会、南部会における取組について御報告でございますが、本日午前中に開催されました太平洋北部会におきましては、この資料の2に掲げられています魚種のうち2番のマダラ、それから3番の太平洋北部沖合性カレイ類としてのサメガレイ、ヤナギムシガレイ等につきまして、それぞれ水産研究機構から、資源の水準や動向などについて評価結果の報告がなされ、その後、事務局の水産庁仙台漁業調整事務所から、カレイ類の広域資源管理の取組としましては、資源管理措置の内容、関係者による連携体制や状況についての報告、並びにマダラ陸奥湾産卵群の資源管理措置の取組としましては、資源管理の取組、実施状況等についての報告を行い、その後に議論を頂いております。

この中でMSYベースの資源評価結果を示していただきましたサメガレイやムシガレイにつきましては、標準化CPU Eや再生産関係を考慮した適切な資源評価をお示しいただいたこと、その他の資源についても分かりやすい御説明を頂いたこと、また、資源評価を行っている水産機構からは、引き続き評価精度の向上に取り組んでいただきたいことなどについて意見交換がなされた状況でございます。

続きまして、午後には開催されました太平洋南部会におきましては、同じく資料2-1の5番の太平洋南部キンメダイ、それから6番の伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種としてのトラフグ、マアナゴ及びシャコにつきまして、そして7番の伊勢湾・三河湾イカナゴにつきまして、それぞれ水産研究・教育機構からも、資源評価の水準や動向についての評価結果の報告がなされたというものでございまして、その後、事務局の水産庁からキンメダイの広域資源管理としましては、資源管理措置の内容のほか、関係者による連携体制やMSYベースの資源評価結果等を踏まえた数量管理の導入に関する検討状況についての報告、並びに小型機船底びき網漁業対象種の広域資源管理の取組としましては、資源管理の取組実施状況等についての報告を行い、その後に議論を頂いております。

この中の議論でキンメダイにつきましては、千葉県での標識放流の結果、8割は放流した漁場で採捕される状況が分かっているということと、数量管理とせずに、各地域でのCPU Eを視点とした増減値をもって管理することが望ましいのではないかとの御意見を頂戴しております。

これに対しましては、これまでの漁業者の御努力や研究者の研究の御努力もあることを

しっかりと受け止めながら、近年の減少した生産量を増大させるため、科学的な根拠をもって、また他県の状況も踏まえつつ検討してまいりたい旨のお答えをしております。

それから同じく7番の伊勢湾・三河湾イカナゴでございますけれども、こちらにつきましては、議題のその他において、昨年の本委員会、南部会でも御了承いただきました愛知県及び三河湾の海面におけるイカナゴ漁業の操業期間を制限する委員会指示を休止したことに関し、当該休止後の資源の回復が見られていない状況等を踏まえると、本年も委員会指示の発出を必要とする状況にはないこと等について御説明をしまして、御了承を頂いているところでございます。

また、この際、遊漁の資源管理についての御質問もございました。水産庁からのお答えとしましては、水産基本計画にあるように水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では漁業も遊漁も変わらないことから、資源管理の高度化に関しては漁業と一貫性のある管理を行う必要があると認識しているという旨、さらに、水産庁としては要求中の令和5年度の予算に盛り込んでいる遊漁資源管理システム構築事業を活用することで、遊漁による採捕量の情報収集把握を進めていくことで、新たな資源管理の推進に努めてまいりたいこと、さらには、併せて都道府県でも必要に応じて調査を実施していただくことによって遊漁により採捕量の情報収集把握を進めていくことも、御検討いただきたいということについても御説明をしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、太平洋北部会、南部会での議論の状況を御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○北門会長 ありがとうございます。

両部会が終えてから時間が余りたっていないんですけれども、そんな中、内容をコンパクトに、かつ重要な論点を漏れなくまとめてくださいました。ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら承ります。いかがでしょうか。

もし御意見、御質問等ございましたら、チャット又は音声にてお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

もしないようでしたら、次の議題に移りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

(2)の②のマサバ太平洋系群の広域資源管理についてです。

まずは、水産研究・教育機構水産資源研究所から資源評価の御説明を行い、続いて事務局から資源管理の方向性について御説明をいたします。

それでは、水産資源研究所の福若浮魚資源部長より、マサバ太平洋系群の資源評価について御説明いただきます。福若さん、よろしいでしょうか。

○福若部長 はい、福若です。私の声、聞こえているでしょうか。

○北門会長 はい、聞こえております。よろしく申し上げます。

○福若部長 はい、よろしく願いいたします。

では、私福若から、資料の2-2-1に従って、資源評価結果の報告をさせていただきます。

今年度はまだ資源評価会議が開かれておりませんので、令和3年度の資源評価結果を御説明させていただきます。

次のスライド、お願いします。どうもありがとうございます。

マサバの漁場はここに示してあるとおり、輪の中から道東まで、我が国の太平洋側の沿岸域を広く漁場としております。この漁場以外にも東の海域、あるいは千島列島の沖まで広くマサバは分布しております。主産卵場は主に伊豆諸島の海域ですが、それ以外の西日本、南日本に広がっております。

次のスライド、次のページ、お願いします。

マサバ太平洋系群の漁獲量の動向です。この灰色の部分が我が国での漁獲量、それからこの青の部分がロシア、それから赤の部分が中国の漁獲量となっております。この漁獲量は、漁期年、7月から翌年の6月までの漁期年での表示となっております。1990年、1991年漁期には3万トン程度まで落ち込んでおりましたが、2013年以降には漁獲量が増加いたしました。2020年漁期の我が国の漁獲量は27万トンとなっております。このほか、ロシアが7万6,000トン、中国が8万7,000トンで、この系群全体の漁獲量としましては、合計43万7,000トンとなっております。

では、次のスライドをお願いします。

次に我々が実施しています資源評価の流れについて、簡単に御説明させていただきます。一番上のこれが、資源評価に用いたデータを示しております。各年の漁獲量、それからその体長組成や、年齢組成、査定結果に基づきまして、年齢別漁獲尾数というものを計算します。そのものと、それから資源量指標値、これは調査データを用いて資源量が実際にはこれぐらいあるだろう、去年よりはこれぐらい多いだろうというようなものを示す資源

量指標値というものをを用いまして、コホート解析という手法を用いて資源評価をしております。

2021年、それから2022年の漁期の新規加入量、これは右の四角に出ていますが、これらの新規加入量はまだこの評価時点では分かりませんので、ホッケー・スティック型の再生産関係、再生産関係というのは親魚の量と、それから産み出される子供の量の関係です。2021年時点での親魚量の結果から、それを産み出す子供の量を加入量として計算しています。22年以降も同じように芋づる式に親魚量と子供の量の関係で、新規加入量を仮定しております。これらの加入量、それから年齢別の漁獲尾数がどンドン芋づる式に計算できますので、それらの資源量推定値から漁獲管理規則、ここは調整係数というのは0.9、マサバ海域の場合は β イコール0.9というふうに決まっておりますので、その漁獲管理規則に基づきまして、2022年漁期のABCを計算しております。

次のスライドをお願いいたします。

失礼しました。マイク、ボリューム下がっておりましたが、声が聞こえるでしょうか。チャットで御返事いただけますか。

では資源の動向について、引き続き御説明させていただきます。

この資源量、これは赤丸で示しております。資源評価結果から推定される資源量をここに示しております。そうしますと2020年の漁期に関しましては555万トンとなりまして、過去の中でも高い数字となっております。親魚量の動向、これは青い点で示しております。この青い点の親魚量の動向は増加傾向となっております。

次のスライドをお願いいたします。

これはマサバ太平洋系群の目標管理基準値、限界管理基準値、禁漁水準を示したものです。最大持続生産量、MSYは37.2万トンと推定されたので、そのMSYを実現する親魚量を目標管理基準値といたしまして、154.5万トンというふうに示しております。2020年の親魚量は132.8万トンですから、この親魚量を若干下回るという状況になっております。

次のスライドをお願いいたします。

これは「神戸プロット」と呼ばれる図です。横軸の右の方に1と書いてありますが、この横軸の1よりも右側にあります親魚量は、目標管理基準値よりも多い。横軸の1よりも左にありますと、目標管理基準値よりも親魚量が少ないということになります。また、縦軸は、色が変わるところがありますが、この色が変わったところが1なんです、1より

も上のところ、これは目標管理基準値を達成する漁獲圧よりも高い。この色の変った下のところには、目標管理基準値を達成する漁獲圧よりも漁獲圧が低いことを示しています。2020年は親魚量と漁獲圧のプロットというのは、この下の方の真ん中辺りにあります。2020年漁期の親魚量はMSYを実現する親魚量を下回っております。

また、その漁獲圧はMSYを実現する漁獲圧をほんの少し上回っているという状況になっております。

次のスライドをお願いいたします。

これらは、漁獲管理規則に従って漁獲した場合に、親魚量、上の表ですが、それから平均の漁獲量がどのように推移するかというものを予測したものです。これは飽くまでも平均値を示しております。この平均値というのは、何回も何回もシミュレーションをしまして、たくさんのシミュレーションの平均値を示したものですから、そういう意味ではこの平均どおりにはいかないというふうに考えておりますが、この平均値を示したものとなっております。この管理規則は、 β は0.9というふうになっておりますので、この0.9のところを見ていただきたいと思います。この下の表の2022年の β 、0.9のところは499千トンと書いてあります。これが2022年漁期ABCとなります。先ほどロシアと中国の漁獲を合わせたデータをお見せしましたが、この499千トン、49.9万トンですが、これはロシアと中国の漁獲も含めた形でのABCということになっております。

上の表の $\beta = 0.9$ の表の一番右端を御覧ください。黄色く塗ったところですが、この β の0.9で取った場合に、2030年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率というのは56%というふうに計算されておりました、50%を上回るという結果になっております。

私から、簡単ですが、資源評価結果を御説明いたしました。どうもありがとうございました。

○北門会長 福若浮魚資源部長、どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

これまでいろいろなところで、神戸プロット、神戸チャートを用いた資源評価結果とか、あるいはその次のページの親魚量及び漁獲量の推移と、それから2030年に目標管理基準値が達成される確率等の、こういう図表を随分見慣れてきたかとは思いますが、皆様、御質問あるいは御確認等ありましたら、よろしく申し上げます。

○鈴木（宏）委員 鈴木です。いいですか。

○北門会長 鈴木委員、お願いします。

○鈴木（宏）委員 昨日、現場で今漁期、初めてまとまった量が1,200トンぐらいの量に立ち会ってきたんですが、この資源量が全然現場に反映されていないのが実感で、全然こんなに資源がいるのかって、これ毎回違う会議でも発言させてもらっているんですけど、本当にこの資源量って、私たち漁業者があてにしていいというか、希望の光としていいんですかって、それが本当に不安ではないんで、伺っています。

○北門会長 御意見ありがとうございます。

少し音声途切れ途切れになって、私も最後、一部聞き取れなかったところがあるんですけども、現場の感覚と少し表示されている結果との違いがあるというふうな御印象だということなんですけれども、福若さん、あるいは水産庁さん、御意見、あるいは御回答がもしありましたら、できるようでしたらお願いいたします。

○福若部長 福若から資源評価結果と、それから漁況との乖離ですよね。それを勘案して、少し御説明させていただきます。

特に最近、近年南下期、9月から12月に、このマサバがそれまでと違って漁が伸びないということになっております。また、昨年漁期は越冬期にも不漁となっております。この南下期の不漁に関しては、どの南下期の不漁が強くなっているという状況になっています。担当者の方に聞きますと、北部まき網の漁場といいますか、三陸北部から犬吠にマサバの水深200メートル以深に、マサバ魚群が寄りつかないことが原因というふうに考えているそうです。ただ、その寄りつかない原因に関しては、今のところ見当がつかないということです。

一方でまき網の漁場の200メートル以浅の底びき網漁場では豊漁となっているということになっています。ただ、漁業の規模では底びき網とまき網では、はるかにまき網が大きいので、底びき網の豊漁はまき網の不漁を補うというほどにはなっていないということでした。また、昨年漁期、こっちの2022年の1月から3月の漁期は、親潮による冷水の差し込みが強かったということから、マサバ越冬群が漁場外に移動したというふうに考えているそうです。

その代わりとして、マサバよりも低水温に強いマイワシ越冬群が揚がっていたというふうに、担当者としては考えているというふうに聞いております。

私からの説明は以上です。

○北門会長 福若部長、どうも御説明ありがとうございました。

鈴木宏彰委員、いかがでしょうか。

○鈴木（宏）委員 分かりました。あともう一つなんですけど、魚体の組成が例年、小さいんですね。小さくなっているというか、大きくならないというのか、その原因なんていうのは検討しているんですかね。大体今漁獲している魚体が150グラムぐらいが主なので、こんな組成でこれから先増えていくのか、ちょっと不安なんですけど。

○福若部長 ありがとうございます。これについても福若から回答と申しますか、コメントさせていただきます。

マサバ、この太平洋側のマサバは、主に動物プランクトンを食べています。この動物プランクトンを食べている魚で、資源量が多い魚というのはマサバとか、マイワシとかいるわけですが、マサバもマイワシも成長がよくないという状況になっております。マサバ、マイワシ、資源量が多いですので、そろそろ資源量が多くて、餌が十分に行き渡らない。全ての資源に餌の量が十分に行き渡らない状況になってきているのではないかというふうに、我々の方は考えております。どうもありがとうございました。

○北門会長 福若部長、どうも御説明ありがとうございます。

長島委員、お願いいたします。

○長島委員 聞こえますか。

○北門会長 はい、しっかり聞こえております。

○長島委員 聞こえますか。すみません。

最初に紹介ができなくて、すみませんでした。まず、紹介だけ先にさせていただきます。鈴木さんと同じかな。大師丸漁業という者です。長島です。大中型まき網漁業は2,000から35トン型、2船団持って、静岡県沼津市の戸田というところで営んでおります。ひとつ今後もよろしくお願いいたします。

それで、先ほど私も、鈴木さんが現場で一番感じているところを質問しようと思ったので、大体同じようなことなんですけど、我々、静岡県沖合で、昭和の時代操業していて、ゴマサバをしたり、マサバの時代もあったんですけど、それからどんどん北部太平洋に進出して、この秋のサバ漁ですね、これはもう9月から始まっています。大体クリスマスぐらい、そのぐらいまで操業したんですけど、大体毎年八戸から立って、徐々に南、南へ行って、最後は銚子沖、そういう形が決まっていたんですね。獲れるときには1日1万トンから、1万5,000トン、2万トンというときもありました。それでいろいろと資源問題が出てきて、というものがあつたと思うんですけど、それで我々としてもいろいろな資

源を大切にしなければということで、北部太平洋を中心に努力してきたと思います。これだけ鈴木さんが言ったように、我々がこれだけ資源を管理して、抑制している中で、ここ二、三年ですかね、去年は少し出たんですけれども、今年の場合はまたこれ異常な状況で、先ほど鈴木さんが言ったように、もう今150グラム前後が中心、しかも両側ですね、やっとな昨日、今日ですか、揚がったということで、1,000ぐらいですか、そんなこんであります。

もう今後これが、もし本格的にならないとしたならば、まき網ばかりじゃなくて、これは大変厳しい状況になりますね。これが、先ほど固定という方に、いろいろなプランクトンの問題、餌を食べないとか、いろいろ理由はあると思うんですけど、やっぱり全てサバ、イワシ、それからサンマ、全てが餌を捕食、余りしていないというか、非常に小型な形で、やせ細っているような状況のものが多いという、全体的にそういう魚、全体的にそういうふうと思うんですよね。こうなると資源管理というよりも、それは大切なんですけど、海洋環境、もう大きな話になりますけど、全てそこに尽きるんじゃないかと私は思いますね。どうでしょう。これは海洋環境、温暖化とかっていろいろありますけど、ここが非常に大きな問題じゃないかと思えますけど、どうでしょう。質問が漠然と大きな問題ですけど、どうでしょう。

○北門会長 長島委員、どうもありがとうございます。どうぞ、福若さん。

○福若部長 どうもありがとうございます。確かに海洋環境、悪くなっているというよりは、例えば以前、マイワシが物すごく獲れた時代、1980年代にはアリューシャン低気圧が強くて、こちらの日本近海は水温が低くて、栄養塩が下のところから上がってきたり、出てきたりして、プランクトンの量、生産量と申しますか、動物プランクトンが生まれてくる量も物すごく多かったわけですね。餌になる動物プランクトンの生まれてくる量が物すごく多いから、かつてのようなマイワシの大豊漁が支えられたという状況になっています。

ところが、現在、海のかつてのようなプランクトンがどんどん生まれてくるという状況ではなくなっているにもかかわらず、魚の量がそこそこいるということで、成長が悪くなっているという状況が続いているという状況です。もちろん海の状況がよければ、日本近海での漁獲量も多くなっていくし、成長もよくなっていくし、漁獲量も多くなっていくんですが、今のところ、海の状態がベストな状態ではないという状況であることは確かだと思います。

私からは以上です。

○北門会長 福若さん、どうもありがとうございます。長島委員、それから先ほどの鈴木委員、現場に近いところからの御質問、あるいは御意見、どうもありがとうございます。海洋環境との関係につきましては、水産資源研究所も重要研究課題として研究に取り組んでおられるということだと思いますし、水産庁もそれをサポートする形で御尽力いただいているというふうに思いますので、簡単な課題ではないというふうに思いますけれども、しっかりこの委員会の議事録にも記録をして、今後の議論、あるいは研究の参考にさせていただければというふうに思います。

私自身も、先週なんですけれども、気仙沼の方に行きまして、サンマの漁師さんに、大変サンマがやせ細っている、鉛筆みたいなサンマしか獲れないというふうな御意見もいただいて、そういうのが獲れてしまうことの問題と、そういうのを獲ってしまう管理の仕方についても御意見を頂いたところですので、これからの資源管理の在り方について貴重な御意見を今回いただいたというふうに思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。御質問等ありますでしょうか。

もしないようでしたら、先を急いで申し訳ないんですけれども、続きまして、資料2-2、マサバ太平洋系群広域資源管理について、事務局より説明をお願いいたします。
○三上補佐 事務局でございます。

マサバ太平洋系群の広域資源管理について、御説明いたします。

まず、1番を見ていただきまして、資源の現状につきまして、先ほど水研機構さんの資料や御説明にございましたけれども、2013年の資源量については491万トン、その後も増加して、2020年は550万トンとされております。親魚量につきましては増加傾向にありますけれども、最大持続生産量MSYを実現する親魚量の154.5万トンを下回り、また2020年漁期の漁獲圧はMSYを実現する漁獲圧を上回っているとされております。

2番の関係漁業種類でございますが、大臣許可漁業としましては、大中型まき網漁業、それから知事許可漁業等といたしまして、千葉県では火光利用のサバたもすくいによる漁業、それからサバ棒受網による漁業、中型まき網漁業及び定置網漁業、神奈川県においてはサバ釣り漁業、サバたもすくい漁業及び定置網漁業、静岡県ではサバすくい漁業、棒受網漁業、中型まき網漁業及び定置網漁業となっております。

3番の資源管理の方向性でございますが、マサバ太平洋系群の資源管理につきましては、資源管理方針で定められた本系群の資源管理の目標の達成を目指すことを基本としております。

先ほどの資源評価結果にも示されておりますけれども、最大持続生産量を達成するために必要な親魚量154万トンを目指すということで、それに向けて漁獲可能量、数量管理を行いまして、MSYを実現する資源量の水準への回復を図ることとしております。

また、漁獲可能量による管理に加えまして、毎年変動する資源の来遊状況ですとか、漁業の実態に即した管理手法として引き続き自主的管理の取組は重要であると位置付けられておりますので、公的規制のほか、資源管理協定等に基づきまして、漁業者による自主的管理を併せて行うこととしているところでございます。

4番の関係者による連携でございますけれども、マサバ太平洋に関しましては、必要に応じて行政・研究担当者会議や漁業者協議会を通じまして、管理方策の改善を検討することとしております。

次のページを御覧いただきまして、広域資源管理の取組状況でございますけれども、大中型まき網漁業の自主的管理措置としまして、年間60日以上 of 休漁を実施しているところでございます。マサバの漁獲量が一定量を超えた場合に臨時休漁も実施している状況でございます。

近年の臨時休漁の実施の実績につきましては、表を見ていただければと思います。

続けて、3ページを御覧いただきまして、関係します各県の漁業の取組でございますけれども、先ほど御説明しました関係漁業種類による自主的管理措置を記載しているものでございます。基本的には休漁日の設定、それから操業日や時間の規制を設定しております、自主的管理に取り組んでいるという現状をお示ししてございます。

事務局からは簡単でございますけれども以上でございます。よろしく願いいたします。
○北門会長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

各種自主的取組状況について御説明いただきましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

次の議題に移りたいと思います。

続きまして、議題3、太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示についてです。

事務局より御説明をお願いいたします。

○番場補佐 事務局の番場と申します。よろしく願いいたします。

資料は3-1から3-7となりますが、まずは資料の3-1、太平洋クロマグロに関する

る委員会指示についてという資料を御覧いただければと思います。

まず、1番のこれまでの経緯を簡単に申し上げますと、①平成24年に広域漁業調整委員会により届出が導入されまして、②平成25年以降は承認制という形に移行しております。それ以降、原則2年ごとに更新をしております、現行の承認期間は令和5年3月31日までというふうになっておりますので、各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出しまして、承認制の更新手続を進める必要がございます。

なお、新しい委員会指示の発出に伴いまして、後ほど御説明させていただきますけれども、承認制の違反者への対応及び対処方針、それから、承認制の事務取扱要領についても新たに制定するという事としております。

続きまして、2番の新しい委員会指示の概要を御覧いただければと思います。

まず、承認条件についてでございます。こちらは大きく3つ設けておりまして、1つ目の漁獲実績についてですけれども、こちらは実績がなく、今後着業する見込みもないけれども、ただ承認をつないでおこうというような承認の形骸化を防止しまして、必要な者に承認が行き渡るようにするという事を目的としまして、前々回の平成30年に、過去5年間に1キログラム以上の漁獲実績を有するという事を条件として設定をしておりました。それから4年が経過しましたが、依然として1万7,000隻もの承認数があるという中で、操業実績のない者が過半数です。このため、より必要な者を重視するという観点から、承認の期間である過去2年間に実績のあった者を、漁獲実績のあった者として見ることとしたいと考えております。

それから②といたしまして、採捕停止命令に従わない漁業者ではないことということで、これについては前回同様で、採捕停止命令に従わない漁業者ではないことと、都道府県の水産主務課長による意見を頂くということで、承認条件とさせていただきたいというものでございます。

それから3つ目、③としまして、こちらは今回新たに追加させていただく内容となりますが、暴力団排除の規定が、新漁業法で法定化されたことに伴いまして、広調委承認漁業においても同様の規定を追加しまして、申請書の添付書類に適格性に関する誓約書というのを追加したいというものでございます。

それから、(2)の承認期間につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までということでございます。

おめくりいただきまして、資料の3-2の方を御覧いただければと思います。

こちら形式としましては、新たな指示の発出ということになりますけれども、分かりやすいように新旧対照表という形で、変更内容をお示ししております。赤字棒線部が変更箇所になります。

順番に御説明をさせていただきますけれども、まず1ページ目です。新たな委員会指示の番号と、それから本日開催日を指示の発出日として記載をしております。会長名は新たに御就任いただきました北門会長のお名前を入れさせていただきたいと思っております。

続きまして、2ページ目を御覧いただければと思います。2番の操業禁止の期間については、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

それから3番の操業の承認、(1)のイを御覧ください。先ほど資料3-1で御説明をした漁獲実績の期間を、更新をしております。

それから次にハとニの条件を、新設をしております。こちらは3ページ目を御覧ください。ハにつきましては、これはまた後ほど説明させていただきますけれども、承認制の違反者への対応及び対処方針という中にこれまで規定をされていたものですが、内容的に承認の条件に該当することから、指示の本文に記載を移行したいというものです。このため、実質的な内容の変更とはなっておりません。

それからニについてですけれども、こちら先ほど資料3-1で御説明をした「暴力団員等に該当しないこと」というものを追加したいというものでございます。この内容を申請時に確認するために、下の(3)の申請の添付書類の赤字の部分になりますけれども、別記第5号の様式による誓約書を追加しております。

それから続きまして、4の承認証の交付と変更等についてです。4ページ目を御覧ください。右側の旧の方になりますけれども、(5)についてです。こちらは平成30年に承認の条件に漁獲実績等が追加された際に、大幅に承認数を削減させた一部の県から、承認数の回復について強い要望があったことから、それまでは承継と廃業見合いによる申請のみ認めてきたものを、真にやむを得ない場合は県からの意見書をもって承認することができるという特例規定として、令和2年5月に新設をしたものになります。その後2年以上が経過しまして、当初の救済の目的はおおむね達成されたと考えておりまして、こちらについては今回の更新において一旦削除することとして、有効期間中についてはこれまでどおり承継又は廃業見合いによる申請を原則としたいというものです。

あとはこれまでの変更内容に伴う修正と、6の(2)を御覧ください。5ページ目になります。6の(2)のこちらの記載ぶり、旧の方にある記載ぶりについては、前回2年前

の委員会でお諮りした変更内容のときにミスがありまして、変更されずに官報に掲載されていたということが判明したので、今回改めて削除させていただくというものになります。

委員会指示本体の改正事項については以上となります。

続きまして、資料3-4を御覧いただければと思います。こちらは太平洋広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸クロマグロ漁業の承認制の違反者への対応及び対処方針ということでございます。こちらにも新旧形式で記載をしております。

こちらについては基本的な内容は前回と同様です。1点だけ、資料の裏面の赤字部分についてですけれども、こちらは先ほど御説明をさせていただきましたが、委員会指示本文の方に移動したというものになります。ですので、こちらの方針からは削除をしたいというものになってございます。

それから続きまして、資料3-6を御覧ください。資料3-6、事務取扱要領の改正案です。

こちらの改正の内容といたしましては、申請の期限と管理期間を、管理年度に変更、それから2ページ目の2の(2)のイについては、先ほど指示本文で御説明をしました有効期間中の新規承認の扱いを削除するというものになっております。

それから3の申請書等の提出先についてです。本委員会を構成する都道府県を明示していたところですが、前回、宮崎県の記載が漏れていたことからこちらを追加するというのを加えております。表でいうと一番最後、宮崎県というところが入っているということになります。

最後となりますけれども、4ページ目を御覧ください。4ページ目の別表につきまして、今回の改正内容に合わせた変更です。第五号の追加になります。プラス、表の一番下の単純廃業に係る必要書類についてですけれども、こちらは指示本文の規定と合っていない箇所があったため、今回一部修正をするというものとなります。

事務局からの説明は以上でございます。

○北門会長 御説明ありがとうございました。皆さん、ついていけましたでしょうか。

御質問等ございましたら、あるいは御意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

○關委員 宮城海区の關ですけれども、よろしいでしょうか。

○北門会長 關委員、お願ひいたします。

○關委員 ただいまの御説明の中で、クロマグロ漁業に関する宮城県の事情をちょっと御

理解いただきたいと思ひまして、現在の承認隻数が決まる時期であった平成24年から26年頃というのは、震災からの復興期であり、稼働船が少なかったことから承認隻数として少ないんです。近年は他県船が三陸沖でクロマグロを漁獲していますが、宮城県内の漁業者は一部の者しか漁獲できない事情にあります。最近サンマ等の漁船漁業が不漁になっている中で、クロマグロは回遊魚が増加していますので、漁船漁業の対象種として非常に有用であります。県のTACを充実しながら、漁獲するのが大前提なんですけど、現在TACをしながらクロマグロを漁獲している漁業者にとっては、当県の配分枠で十分でないと感じていまして、県内での調整に時間を要しており、新規指示の申請をしたくてもできない事情です。これらの状況を勘案し、条件付でも現行委員会指示の4の(1)に関する規定は削除せず継続した方がよいと考えております。

○北門会長 御意見ありがとうございます。水産庁さん、いかがでしょうか。

○番場補佐 水産庁の番場です。御意見ありがとうございました。我々としましても、正に今クロマグロは資源が回復しているという状況で、皆さん各県の枠、逼迫しているという声をたくさん頂いておるところです。

今回の改正の内容で説明をさせていただきますと、正に今1万7,000隻ある中で、実際にこの承認の中で実績がある者が大体4,600隻程度と、半数以上がこの2年間実績がない中で承認を得ているというような状況だと認識をしております。枠が逼迫している中ではより本当に必要としている者に承認がわたるように、今回2年、より実績を重視するという方向で、直近の実績を重視したいということで2年ということにさせていただければと思っております。

ただ、一方で資料3-1の2の(1)の①のところでございますけれども、2ポツ目です。ただし書として、今おっしゃられたように、本当に必要な者については、これまでもこの規定はあったんですけども、都道府県の意見書があれば実績によらずにこの限りではないということにしておりますので、こちらで対応いただいて、本当に必要のある者に承認を絞っていけないかなということを考えております。

それから今御意見いただいたとおり、国際的に枠が決まっていることから、なかなか難しいところで、新規の方にも対応できないという御意見がありましたけれども、こちらについても正に増枠とか、そういったことが得られたときには、この規定はもちろん見直すことも必要ではないかと考えておりますので、そういった国全体の枠が増えたときとか、そういうときにまた改めて規定を新たに入れるかどうかとか、議論をさせていただきたい

と考えております。

以上です。

○北門会長 ありがとうございます。いろいろ御配慮を頂いているところですが、
關委員、いかがでしょうか。

○關委員 はい。今承りましたけれども、他県では数百から数千隻の承認がある中で、当
県では現在21隻という非常に数少ない状態なんです。東日本大震災の後の復興で、岩手と
か福島を含めて、被災3県というのは今後も何とかそういう状況を改善する必要が強くあ
るので、その部分を御配慮いただけないかと思います。

○北門会長 御意見ありがとうございます。水産庁、どうしましょう。

○番場補佐 御意見ありがとうございました。増枠がかなったときには、今の御意見も踏
まえて検討させていただければと考えます。ありがとうございます。

○北門会長 ありがとうございます。また、貴重な御意見ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

○高濱委員 確認の質問。

○北門会長 高濱委員、お願いいたします。

○高濱委員 今の質問とかぶるところがあるんですが、資料3-1の2の(1)の①の先
ほど説明があったただし書のところ、これはつまり都道府県に裁量を与えるという、そう
いうイメージで良いんでしょうか。

以上です。

○北門会長 御質問ありがとうございます。水産庁さん、お願いいたします。

○番場補佐 はい、そうです。この実績によらずに都道府県の意見書があれば、この限り
ではないということにしております。

○北門会長 ありがとうございます。高濱委員、いかがでしょうか。

○高濱委員 はい、分かりました。

○北門会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

ありがとうございます。

それでは本委員会として、太平洋広域漁業調整委員会指示第43号を本日付で発出するこ
ととし、併せて違反者への対応及び処分方針並びに事務取扱要領について、原案どおり制
定することいたします。今後の事務手続上におきまして、軽微な修正等があった場合に

は、会長一任とさせていただきたいと思います。反対の意見のある方は音声又はチャット機能で意思を表明してください。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは事務局の方で各種事務手続と官報への掲載を進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次に議題4の委員の辞任についてです。事務局より御説明をお願いいたします。

○三上補佐 事務局の三上でございます。資料の4を御覧いただければと思います。

大臣選任委員の漁業者代表でいらっしゃる金澤俊明委員でございますけれども、本年10月20日付の辞任願によりまして、「一身上の都合により太平洋広域漁業調整委員会の委員を辞任したい」との旨の書面提出を頂いております。広域漁業調整委員会の委員の辞任につきましては、資料4のとおりでございます。漁業法第156条の規定により準用することとなっております141条の規定によりまして、農林水産大臣及び本委員会の同意を得ることが必要になっておりますので、御審議をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひ申し上げます。

○北門会長 ありがとうございます。ただいまの御説明について、御質問、御意見等がありましたら承ります。いかがでしょうか。

御意見、特段ないようですので、今回の辞任願については本委員会として、金澤委員の辞任について同意することといたしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の議題5、その他1、TAC魚種拡大に向けた検討状況について、水産庁より御説明をお願いいたします。

○三上補佐 資料の5-1でございます。

TAC魚種拡大に向けた検討状況についての青色の紙になります。数量管理に向けた検討のプロセスとしましては、資源評価結果の公表がなされた後に、水産政策審議会資源管理分科会の下に設置されました資源管理手法検討部会を開催しまして、論点や意見の整理を実施することとしております。当該検討部会におきましては、資源評価結果を研究機関から御説明いただいた上で、科学的な検討に関する質疑応答を経まして、水産庁から基本的な考え方について説明を行うとともに、漁獲報告の収集体制や資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項、検討すべき漁獲シナリオの選択肢、資源管理を導入、実施する上

での課題等の検討事項について、関係漁業者等の参考人からのヒアリング及びしかるべき者からの意見表明も含めて、水産資源の特性及びその採捕の実態や漁業現場等の意見を踏まえ、論点や意見の整理をする公開で開催する会議となっております。

次に、資源管理に関する検討会、ステークホルダー会合と呼んでおりますけれども、こちらを開催することとなります。ステークホルダー会合におきましては、MSYベースの資源管理目標やそれを達成するための漁獲シナリオの議論を行うとともに、新たにTAC管理を行うに当たっての課題の解決について議論することとなります。

御覧いただいております青色のページにつきましては、水産資源ごとの現段階の進捗を示しているものでございます。ただいま御説明しましたように、資源評価結果の公表がなされた後に、資源管理手法検討部会を開催することとなります。記載しております資源管理手法検討部会の列を御覧いただきますと、上からカタクチイワシ対馬暖流系群とウルメイワシ対馬暖流系群につきましては、令和3年12月14日の第3回検討部会におきまして、また、カタクチイワシ太平洋系群とウルメイワシ太平洋系群は、令和3年11月29日に開催した第2回検討部会において検討を行いまして、以下、最新の第9回目となります令和4年11月21日におきましては、カタクチイワシ瀬戸内海系群につきまして開催しております。

本日はこれらのうち、公表しております第2回から第8回までの水産資源の検討部会の結果について、次のページ以降で、御参考としてお示ししております。

検討部会の結果につきまして、どのような論点や意見になっているかにつきましては、各開催の結果を御覧いただきたいと思っておりますけれども、公表している最新の開催であります令和4年7月11日の第8回開催のブリに関して見ていきたいと思っております。

資料でいきますと、最後の方に第8回というのが出てきます。

第8回の黒丸ごとにお話ししますと、漁獲等報告の収集につきましては、市場外流通や遊漁の数量を把握する体制と検討すべきこと、各地域における銘柄や重量等の標準化及び漁獲報告のデジタル化が必要なこと、デジタル化に必要な知識、技能を有する人材育成が必要であること。

次に、資源評価結果につきましては、現場の実感と乖離があることなどの指摘を受けて、データや評価プロセス等について丁寧に説明するとともに、資源評価手法の高精度化を行うべきこと、外国漁船や遊漁による漁獲の状況と、資源評価への影響を示すべきこと。

続いて、資源管理につきましては、TAC導入の必要性について疑問があることなどを踏まえ、改正漁業法の下で数量管理を基本とすることとなった経緯を含めて説明を行う必

要があること、まずは試験的に実施するような仕組みを検討してほしいこと、漁獲量の安定を図るシナリオや都道府県単位での複数年TAC、次管理年度からの前借りや繰越し、定置網漁業における地域別の数量管理等の措置も検討してほしいこと。来遊は年変動が大きいこと等を踏まえ、迅速な融通等、柔軟な対応が可能となる制度・運用を検討してほしいこと、漁獲シナリオ等の設定に当たっては漁業経営等に与える影響も考慮すべきこと、数量管理に当たっては漁業実態に応じて公平に導入すべきこと、市場価格が年末にかけて高くなることや、地域によって主漁期が異なること等を踏まえて、管理期間を設定してほしいこと、TACの配分基準について、過去何年分の漁獲実績を考慮すべきか等について検討すべきこと、遊漁者も一緒に管理に取り組むべきこと、また、外国漁船の適切な管理に向けて取り組むべきこと、選択的放流技術の開発や休漁支援等の影響緩和策と併せて慎重に議論する必要があること。資源管理目標等について、現場の漁獲実態やサイズ別単価などの社会経済的要素も考慮した目標等も検討すべきこと。また、加工流通業者の意見を聞いて資源管理目標を設定すべきこと。

次に、ステークホルダー会合で特に説明すべき重要な事項につきましては、関係者が幅広いことから、各地域でステークホルダー会合を開催するなど、十分な説明及び議論が必要なこと、資料は関係者に分かりやすいよう作成し、開催前に余裕あるスケジュールで資料を公表してほしいこと、といった整理結果となっております。

なお、数量管理に向けた検討のプロセスの次の段階としまして、資源管理に関する検討会、ステークホルダー会合を開催することとなりますけれども、現時点で開催日が決まっている水産資源はございません。資源管理手法検討部会で整理された論点や意見等を踏まえた資源管理の具体的な議論の実施に向けて、調整しているという状況にあるところでございます。

簡単ですが、以上でございます。よろしく願いいたします。

○北門会長 御説明ありがとうございます。第8回資源管理手法検討部会の資料を通して、現状についてお話しいただいたんですけれども、資源評価あるいは資源管理についての主な論点が、ブリが対象ですけれども、非常に重要な点がまとめられているというふうに、私も関心いたしました。

皆さん、御質問等ありましたら、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

前借りとか、繰越しに関するニーズというのは、実際に漁業者さんの方からたくさん聞

いていらっしゃる話なんですか。

○永田室長 こういった御意見いただく場においては、そういった形での柔軟な運用はできないかという御意見は賜っているところです。

○北門会長 こういうシステムを組み込んだ資源管理、あるいはハーベストコントロールの一環として、そういうものを取り入れていくことの検討について、水研との連携、まだそこまで進んでいない感じですか。

○永田室長 そうですね。まだ具体的な検討までは入っていませんが、一般論として、その柔軟性を持たせると全体としての最初の数字が保守的になってきてしまうという部分もありますので、そういったところも踏まえてどういうやり方が現場への負担を小さくできるのかということは検討していきたいと思っています。

○北門会長 現場への負担と、あと資源への影響、その辺りも含めて今後検討いただけるんじゃないかなというふうに思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

関いずみ委員、お願いいたします。

○関委員 大変丁寧な御説明ありがとうございました。例えばこの第8回の結果というか、話された内容の中で、漁獲等報告の収集についてというところの3つ、大きなポイントがあります。これをきちんと整理してやっていくということはすごく時間が掛かることだと思うんですけども、丁寧に対応しながらやっていただければいいなというふうに思いましたので、ちょっと一言言わせていただきました。

以上です。

○北門会長 御意見ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

漁獲データ、それはもう肝腎な部分だと思いますので、この精度向上とか、迅速性ですね、そういうものも含めて更に向上していく、そういう検討をしていただけるんじゃないかというふうに思います。

そのほか、いかがでしょうか。

先ほど来、環境の変化の影響等、話題にも上がりましたがけれども、そういう状況ですと、MSY自身も一定の値とは限らないということもありまして、今後、生態系を考慮した資源管理へと更に進む場合には、そういうことも御検討いただけるんじゃないかなというふうには思います。

そのほか、いかがでしょうか。

もしございませんようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

その他の2です。令和5年度資源管理関係予算について、事務局より御説明をお願いいたします。

○永田室長 資源管理推進室長の永田でございます。資料5-2を御覧ください。

こちら、上の方に令和5年度水産関係予算概算要求の主要事項と書いたものです。議事次第では、「資源管理関係予算について」となっておりますが、この上に書いてありますとおり、今年の8月時点で、令和5年度水産関係予算の概算要求の主要事項として整理したものを、資料として出させていただきます。

先ほど申し上げたとおり、今年の8月の概算要求時点ということですので、現在正に財政当局と折衝を行っているところでして、年末に向けて折衝を行いまして、折衝が終われば概算決定ということで、年明けからの国会で御審議いただき、年度内に予算成立すれば4月から執行可能になるものです。ですので、この資料の内容としては、飽くまでも財務省に対する要求段階の内容及び額ということになります。

資料に沿って御説明いたします。資源管理関係につきましては、この1ページのところ、1番の「海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」というところでほとんどカバーされていることとなります。大きく①、②、③とございまして、①として「資源調査・評価の拡充」、2番目としまして、②として「新たな資源管理の着実な推進」、そして下の方、③「漁業経営安定対策の着実な実施」ということで、①では資源調査や評価の拡充、漁獲情報収集体制の強化がここに入ってきます。

2番目の新たな資源管理の着実な推進、ここではロードマップに書かれた行程を着実に実施していくために必要な取組を支援するものということになります。③のところは、こういった管理を実施していく中で、資源管理に取り組む漁業者の経営支援策、経営安定対策というような仕切りになっております。

内容を簡単に御説明しますと、①のア「資源調査・評価の拡充」のところですが、こちらは200種程度まで資源評価の対象魚種を広げていくということで、その評価の推進、あるいは更なる高度化、また、不漁の要因の解明を進めるためということで、調査船調査ですとか、漁業者の皆さんに御協力を頂いて、漁船を活用したデータ収集調査というところの拡充が含まれております。右側の額を見ていただくと、括弧の中が令和4年度の当初予算ですので、82億円から97億の増額要求をしているということになります。こちらの中

には、水産研究・教育機構の調査船「蒼鷹丸」の代船の建造というところも含まれているものとなっております。

次のイのところですが、**「スマート水産業による漁獲情報の収集強化や漁獲番号等の伝達の電子化推進」**ということで、先ほども関委員からコメントを頂きましたけれども、資源管理の基になる評価の充実ということで、漁獲データが非常に重要になってまいりますし、管理の面でも漁獲量の把握、迅速な把握というところが重要になってまいります。そうしたところを効率的に収集できるように、また現場に負担のないような形で収集できるようにするというのを推進するというものです。

また、この事業の枠組みの中では令和2年に制定されまして、本年12月1日、間もなくですが、施行される水産流通適正化法に関する情報伝達の電子化というところも含まれておりまして、額としては5億円から8億円の増額要求ということになっております。

なお、この事業については一部水産流通適正化法に関連する部分は、今年度令和4年度の二次補正予算案に計上されておりまして、現在国会において審議されているところというものも含まれております。

次に、②の**「新たな資源管理の着実な推進」**というところで、こちらは、TAC・IQの導入に向けたいろいろな調査、あるいは技術開発というものも含めておりまして、こちらでも今年度8億円から9億円への増額要求としているところでございます。

③は、**「漁業経営安定対策の着実な実施」**ということで、収入安定対策、積立ぶらすを含めまして、335億円から642億円の増額要求となっているところです。こちらについても令和4年度二次補正予算案にも計上され、現在国会において審議されているというものがあります。

この1ページ目の1の柱以外に関連するものとしましては、2ページ目の一番下のところですが、2の④の**「内水面及びさけ・ます等資源対策」**ということで、こちらの放流関係の予算も一部関係するものとして挙げているところです。

今、簡単にお話ししました各事業についての詳しい資料は、6ページ以降に添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

○北門会長 ありがとうございます。ただいまの予算概算請求の御説明につきまして、御質問及び御意見等ございましたら、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

本日、様々な種について議論いたしました新しい資源管理及び、大きなテーマですけれ

ども、海洋環境の変化の下での資源管理、それらに取り組むための予算措置についても御検討いただいているということで、大変心強い限りですけれども、皆様の方から、何か御質問、あるいは確認等ありましたらよろしくお願いいたします。

特段ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、その他ですけれども、私、初回初めてということで、途中もしかしたら先を急いで進めてしまったかもしれませんので、これまでの議題のところで言いそびれてしまったことがもしございましたら、お知らせいただければというふうに思いますし、あるいはそれにかかわらず、皆様の方から話題提供、何かございましたら承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

特段、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、全ての議事について御了承いただけたということで、認識を共有させていただければというふうに思います。

最後に、次回の委員会の開催予定について、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○三上補佐 事務局でございます。

次回の本委員会の開催につきまして、例年どおり来年2月から3月頃に次回の委員会を開催したいと考えております。日時や場所、開催形式等につきましては、会長及び委員の皆様のお都合もお伺いしながら、また新型コロナウイルスの感染状況も踏まえて検討させていただきまして、追って御連絡差し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○北門会長 ありがとうございます。次回の委員会は、例年どおり2月から3月頃に予定されているということです。委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

それでは、委員各位、それから御臨席の皆様におかれましては、本日、議事進行への御協力及び貴重な御意見、ありがとうございました。

また、資料の作成及び御報告を下された皆様、御尽力に感謝申し上げます。

それから事務局におかれましては、本日頂いた御意見を踏まえて、今後の委員会の運営に活用していただきたいというふうに思います。

なお、議事録署名人に指名させていただきました高知県の前田委員、それから大臣選任

委員の中田委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、よろしくお願いたします。

それでは、これをもちまして第38回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後5時19分 閉会